

序論

第1章 総合振興計画の概要

第2章 市の特性

第3章 鴻巣市を取り巻く時代動向・潮流

第4章 市の現状

第 1 章 総合振興計画の概要

1. 計画の策定趣旨

総合振興計画とは、よりよい地域づくりのための様々な施策を、バランス良く効率的に進めていくための基本的な指針となるもので、鴻巣市が進むべき方向を明確に示すとともに、それに向かって行うべき政策及び施策を体系化した、鴻巣市の行財政運営における最上位計画です。

平成 23 年に地方自治法が改正され、基本構想の法的な策定義務が廃止されましたが、鴻巣市では、将来を見据え長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的なまちづくりを進めていく上で、すべての施策や事業の指針となる中長期の計画は欠かすことができないと考え、「鴻巣市自治基本条例」第 18 条を根拠とした鴻巣市の政策を定める最上位の計画として、第 6 次鴻巣市総合振興計画を策定するものです。

● 鴻巣市総合振興計画の変遷

計 画	「将来都市像」
第 1 次 (昭和 45 年度～昭和 54 年度)	(設定無し)
第 2 次 (昭和 55 年度～昭和 64 年度)	“豊かな自然と調和のとれた産業 安らぎのあるまちづくり”
第 3 次 (平成元年度～平成 10 年度)	“うるおいと活力のある「田園・文化都市」 ”
第 4 次 (平成 11 年度～平成 18 年度)	“笑顔あふれる幸の ^{しあわせ} 巣 ^{まち} こうのす”
第 5 次 (平成 19 年度～平成 28 年度)	“花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす”



第6次鴻巣市総合振興計画 (平成29年度～令和8年度)

2. 策定の基本姿勢

(1) 人口維持から人口減少の抑制と適応を見据えた持続可能な計画

これまでの人口増加・維持を目指す時代から、今後は人口減少が不可避な時代に入っていきます。

その中でも影響を最小限に留め、将来にわたり可能な限り人口減少を圧縮させ、負の影響を低減させるとともに、人口が減少しても市民が安心して住み続けられる持続可能な市をつくりあげることが主眼にした計画とします。

(2) 市の課題・社会情勢の変化を踏まえた継続性と実現性が両立した計画

市を取り巻く社会情勢が刻々と変動する中、他市間競争への意識が必要なこれからの時代において、市の強みを活かし、弱みを補う行財政運営が必要です。

そのため、策定にあたっては、合併後10年の「地域の均衡ある発展と一体性の確立」を主眼にした第5次鴻巣市総合振興計画の取組結果を踏まえた継続性と、一方で社会情勢の変化に対応できる柔軟で実現性の高い計画を両立させていくこととします。

(3) 行政評価と連動した市民にわかりやすい計画

まちづくりを進めるにあたり、どのような状態を目指して、何をどのように行うかということを明確にするため、施策や基本事業の目的や目標を具体的に定め、行政評価を継続的に活用し、市の取組の内容と達成状況を容易に理解することができるわかりやすい計画(PDCAサイクルの基点としての総合振興計画)とします。

(4) 経営資源の選択と集中を図る戦略的な計画

厳しい財政状況の下でまちづくりを進めていくためには、限られた財源を効果的に配分する選択と集中の視点が不可欠です。そのため、本総合振興計画を策定するにあたっては、鴻巣市をより魅力あるまちとするため、総合戦略及び国土強靱化地域計画と連動させ、攻めと守りのバランスに配慮した戦略的な計画とします。

3. 総合振興計画の構成と期間

本総合振興計画では策定の基本姿勢に示した点を踏まえ、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造による構成とします。

(1) 基本構想（理念と方向性）

基本構想は、市の将来都市像、将来人口などの目標を明らかにし、その実現に向けた課題、政策体系（分野別の目指す姿）を示したものです。

計画期間は10年間とし、平成29年度から令和8年度までとします。

(2) 基本計画（施策ごとの目指す姿）

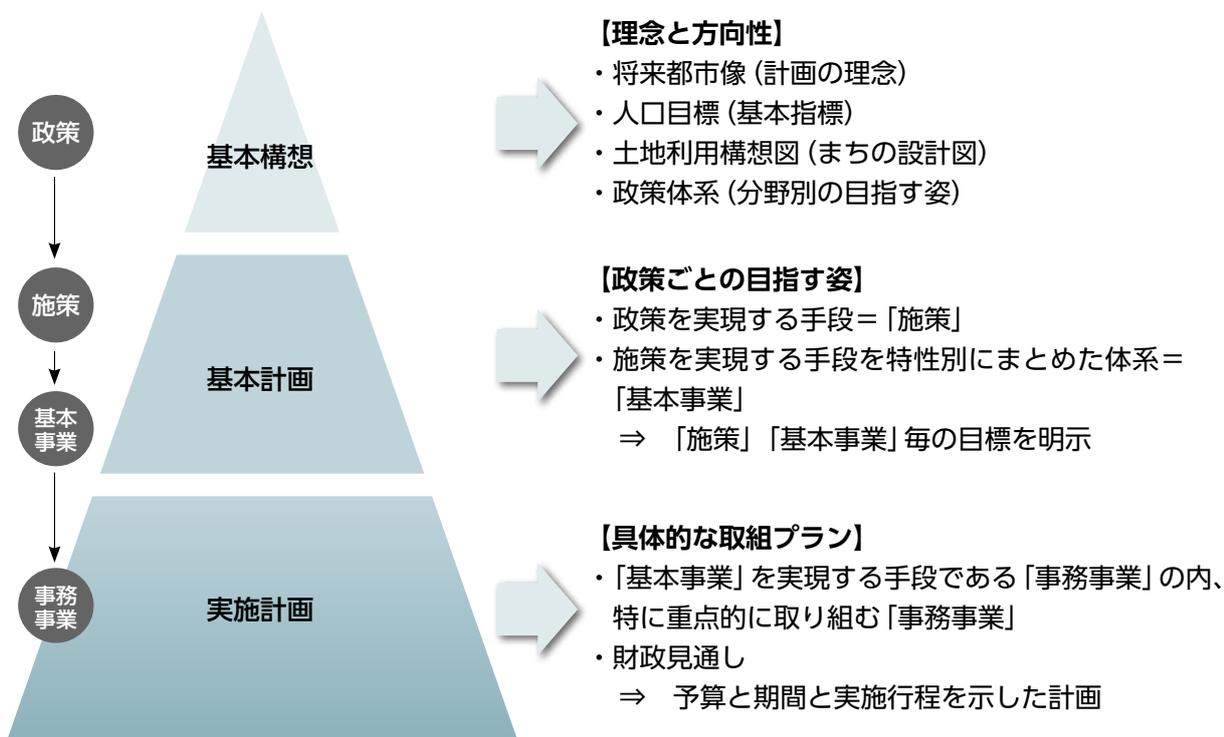
基本計画は、基本構想を実現するために必要な施策・基本事業、目標などを定めたものです。計画期間は5年間とし、前期基本計画は平成29年度から令和3年度まで、後期基本計画は令和4年度から令和8年度までとします。

(3) 実施計画（具体的な取組プラン）

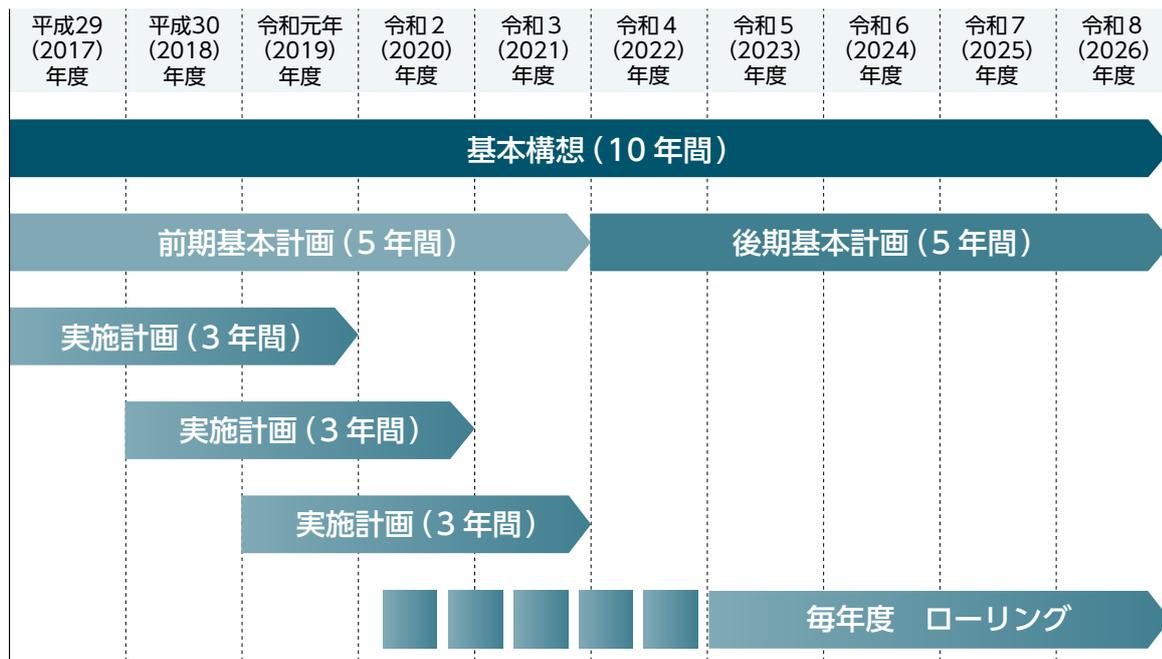
実施計画は、重点的に取り組むべき分野を中心に、計画期間における財政状況の見通しに基づく財政計画と、施策・基本事業の重要度などを考慮し年度別・事業別に分類された具体的な事業の実施行程を示します。

計画期間は3年間とし、事業進捗による見直し、法改正や行政ニーズへの迅速な対応が必要となることを踏まえ、1年毎に見直す方式（1年ローリング方式）にて、別途公表します。

【第6次鴻巣市総合振興計画 計画構成図】



【第6次鴻巣市総合振興計画 計画期間】



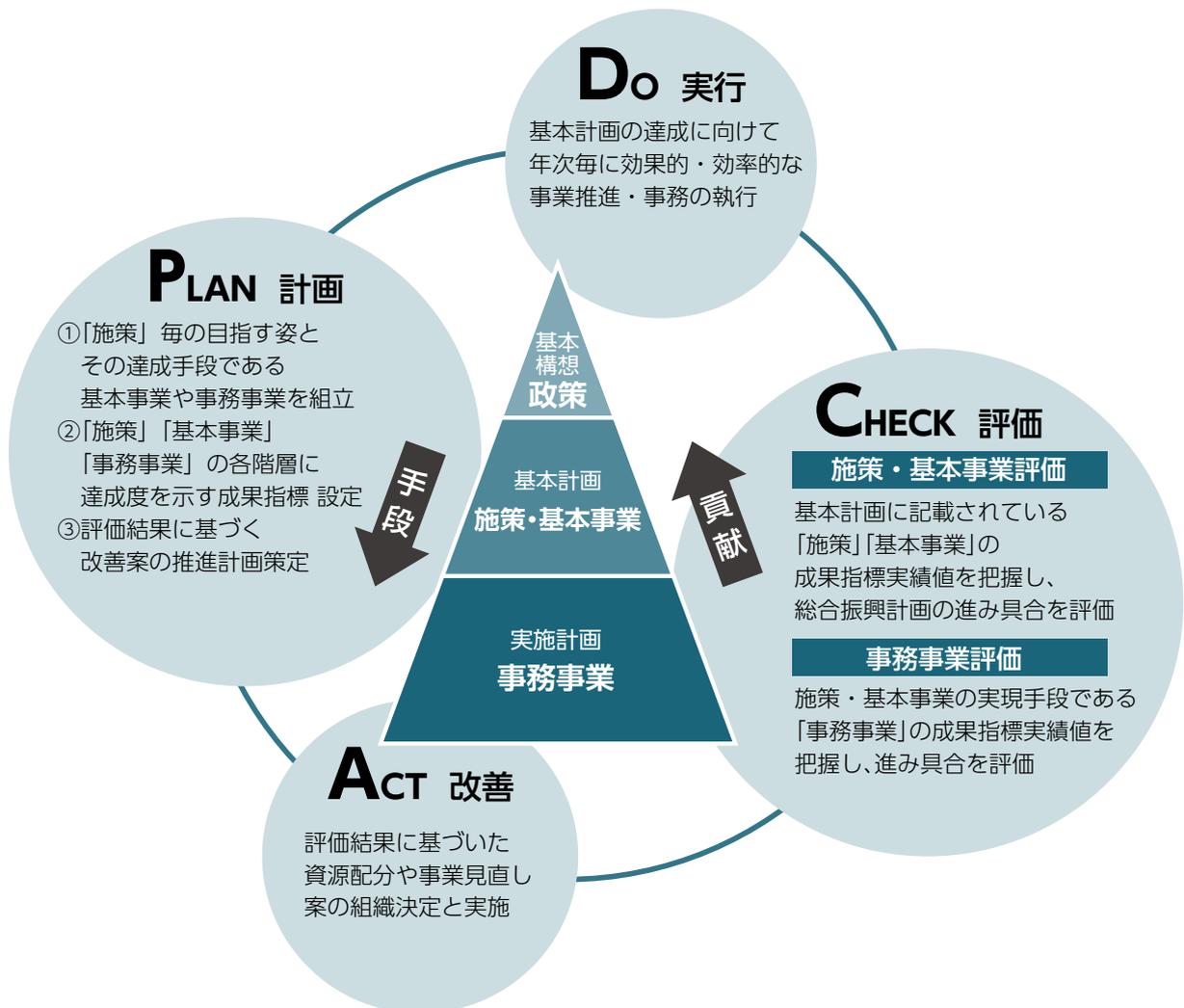
4. 総合振興計画の実現に向けて

(1) 行政評価 (PDCA サイクル) に基づく計画策定・進行管理

総合振興計画では、将来都市像などの目標を実現する手段として、施策体系を設定しますが、これが計画 (Plan) となります。その計画に基づいて、予算が配分され事業が実行 (Do) されます。そして事業の実施によって、施策の目指す姿が計画どおりに達成できているかを成果指標 (アウトカム指標) というモノサシを活用して評価 (Check) し、その評価を検証し、改善策や更なる施策を講じていく (Act)、この一連の流れを鴻巣市では『行政評価 (PDCA サイクル)』と呼んでいます。

鴻巣市では、第5次鴻巣市総合振興計画より、行政評価の考え方を取り入れた総合振興計画策定と進行管理に取り組んでおり、本総合振興計画においてもこの手法継承することで、市民と行政が情報を共有し、計画の目標及び達成度を誰が見ても明快にわかる行財政運営を目指します。

行政評価 (PDCA サイクル) のイメージ



(2) 成果指標に基づく計画策定・進行管理・評価

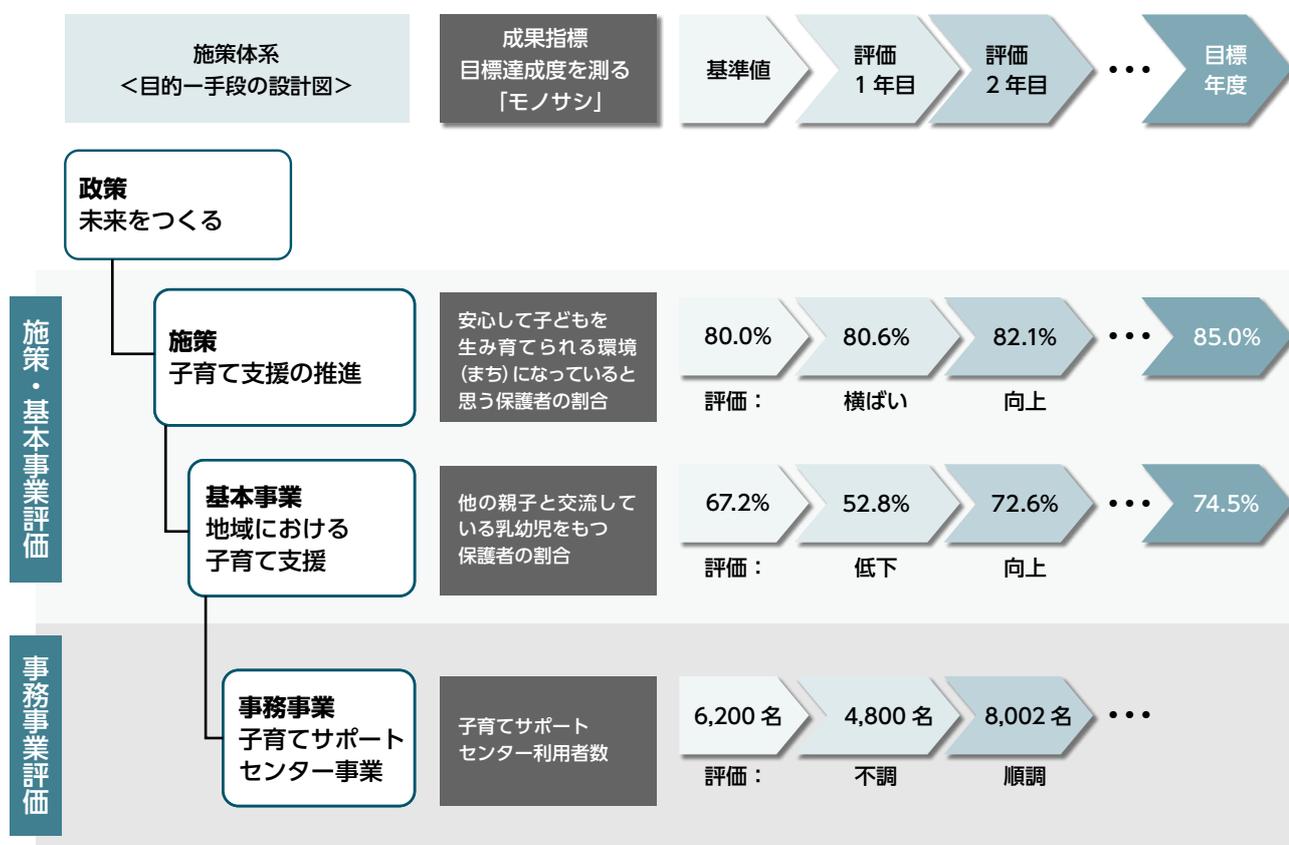
行政評価を活用した行財政運営の利点は、成果指標（アウトカム指標）というモノサシを設定し、施策や事業の成果達成度を市民にわかりやすく『見える化』することにあります。

本総合振興計画では、「施策」「基本事業」「事務事業」の施策体系の各階層の目的達成度を示す成果指標を設定するとともに、基本計画の構成要素である「施策」「基本事業」には、基本計画終了年度の目標値を明示し、経営計画としての機能を果たします。

総合振興計画策定後は、毎年度「施策」「基本事業」「事務事業」の成果指標実績値の把握を行い、それに基づく成果動向などの評価を行います。

評価結果から、施策の成果達成に向けた課題を抽出し、事務事業の見直しやスクラップ&ビルドなどの対策を講じます。

行政評価を活用したマネジメント例



2. 歴史的特性

鴻巣市の歴史は古く、約 20,000 年前の旧石器時代まで遡り、その足跡は市域南部の大宮台地に残されています。縄文時代には人々の生活範囲が低地へ広がり、赤城遺跡や滝馬室からは、ミミズク土偶などの貴重な遺物が多数出土しました。

前方後円墳が築かれた古墳時代が東国最大級の埴輪生産地であったといわれており、生出塚遺跡で発見された大型の人物埴輪などの「生出塚埴輪窯跡出土品（70 点）」が、平成 17 年 6 月に国の重要文化財に指定されました。鴻巣という地名は、かつて武蔵国造（むさしくにのみやつこ）である、笠原直使主（かさはらのあたのおみ）が、現在の笠原の辺りに住み、一時この地が武蔵の国府となったことから、「国府の州（こくふのす）」と呼ばれたのが始まりとされ、それが「こふのす」となり、後に「コウノトリ伝説」から「鴻巣」の字をあてはめるようになったと言われています。

また、箕田の地は嵯峨源氏の流れを汲む箕田源氏発祥の地であり、源仕（みなもとのつこう）・源宛（あつる）・渡辺綱（わたなべのつな）の三代が拠点として活発な活動を展開した土地でした。

戦国時代後期に入ると、小田原城を本拠地に持つ後北条氏がこの辺りを治める中、豊臣秀吉の命を受けた石田三成による忍城攻めの際に築かれた石田堤の一部は、今も史跡公園として残されています。

江戸時代に入り、中山道が定められると宿駅が設置され、日光脇往還や忍・館林道が通じる交通の要衝となり鴻巣宿は、県内屈指の宿場としてにぎわうほか、吹上は旅人が休息する間の宿として栄えました。また、荒川の水運を活かした舟運の河岸が成立し、御成河岸や糠田河岸が流通拠点として栄えました。

さらに、豊かな自然環境による優れた鷹場であった鴻巣には、鴻巣御殿（徳川将軍家が旅行の際に宿泊する施設）が築かれ、徳川家康・秀忠・家光三代にわたって使用された記録が残されています。

一方、上谷新田（人形町）では、江戸時代中頃から人形作りが始められ、やがては関東三大雛市のひとつに数えられるまでに成長を遂げました。明治期には高度な技術と優れた品質で「鴻巣びな」の名は全国に知れ渡るようになり、現在も中山道沿いの人形町には人形に関連する業者が並んでおり、鴻巣市を代表する産業として継承されています。

また、貴重な伝統工芸として伝えられ、人形町に伝承される「鴻巣の赤物製作技術」は、平成 23 年 3 月に国の重要無形民俗文化財に指定されました。

近代に入り、糠田や屈巢沼では広大な新田開発が行われました。明治 35 年に着工された鴻巣町・常光村にまたがる 400 町歩の連合耕地整理は、明治 36 年の第 5 回内国勸業博覧会で一等賞に輝き、鴻巣式耕地整理として全国の模範となりました。

また、戦後、鴻巣市の気候風土に適したパンジーの生産から始まった「花き生産」は、生産品種の増加や生産効率の向上による発展・拡大が図られ、現在では東日本最大級の花き市場である「鴻巣フラワーセンター」が整備されるとともに、全国に誇るブランドとして市民に愛されています。

市域に目を向けると、明治 22 年の町村制施行により、鴻巣町以下、吹上村、屈巢村など 12 村が成立し、吹上村は昭和 9 年に町制を施行しました。また、昭和 29 年には、鴻巣町を中心に箕田、田間宮、馬室、笠原、常光村の 1 町 5 村が合併し、埼玉県下 17 番目の市として鴻巣市が誕生しました。同時に、共和、広田、屈巢村の 3 村が合併し川里村が誕生し、平成 13 年に町制を施行しました。その後、平成 17 年 10 月 1 日に鴻巣市、吹上町、川里町の 1 市 2 町が合併し、新たな鴻巣市として現在に至っています。

3. 立地と交通機関

鴻巣市は、首都圏 50 km にあり、埼玉県平野部のほぼ中央に位置しています。戦後、鉄道・道路交通の発展により、都心部まで 1 時間以内で結ばれるという環境が整い、高度経済成長期には宅地開発・企業進出が進み、人口が急増した地域です。

鉄道交通では、都心と高崎方面を結ぶ JR 高崎線が、通勤・通学の主要な交通手段となっており、平成 13 年の「湘南新宿ライン」に続き、平成 27 年 3 月には「上野東京ライン」が開業したことで、東京圏の乗り入れの利便がさらに向上しています。

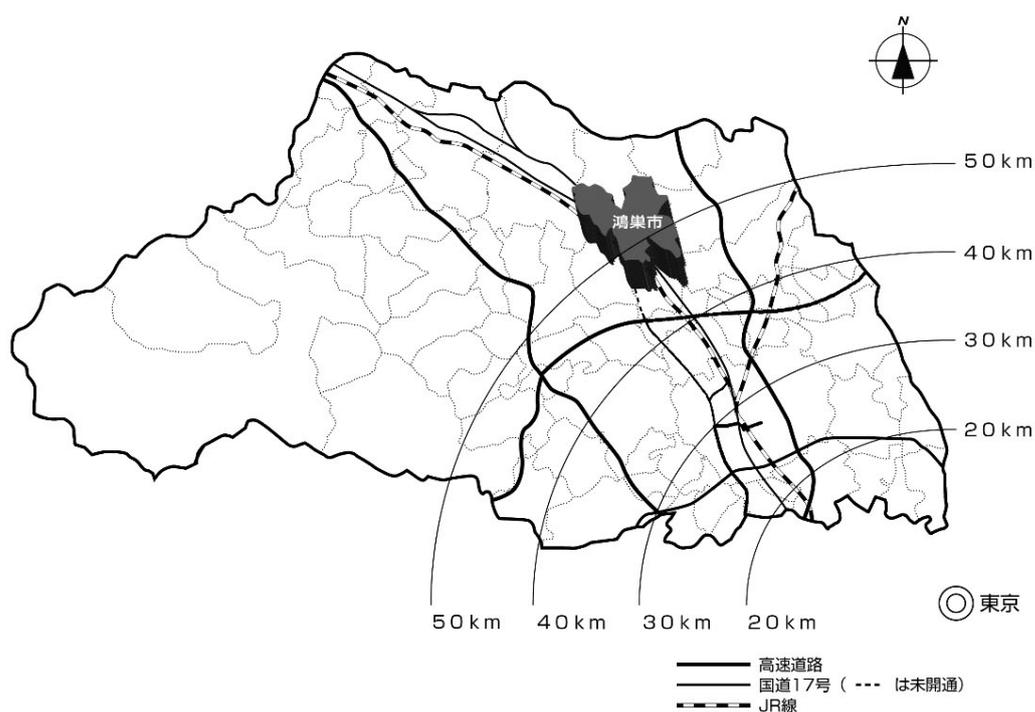
道路交通では、JR 高崎線と並行して国道 17 号及び国道 17 号熊谷バイパスが走っています。

また、市街地を通る主要地方道鴻巣桶川さいたま線、県道鎌塚鴻巣線（中山道）、主要地方道東松山鴻巣線（加須鴻巣線）、主要地方道鴻巣羽生線、県道行田東松山線が地区内外を結ぶ主要道路となっています。

平成 27 年 10 月に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の県内区間について全線開通が果たされるとともに、かねてより都市計画決定されていた「国道 17 号上尾道路」について、平成 28 年 4 月までにさいたま市宮前 IC から圏央道桶川北本 IC までの I 期区間（11.0km）が供用開始されました。鴻巣市箕田交差点までの II 期区間（9.1km）は、平成 23 年に事業化され、国道 17 号箕田交差点から順次整備が進められています。

今後は、新しく生まれる広域交通の要衝としてのポテンシャルを活かし、埼玉県の中軸となる自立した都市圏を形成していくことが期待されています。

■ 立地・交通 概略図



第 3 章 鴻巣市を取り巻く時代動向・潮流

鴻巣市を取り巻く大きな時代動向・潮流を 10 項目にまとめました。すでに影響を及ぼしているものもあれば、鴻巣市の課題として顕在化していないものもありますが、いずれも見逃すことのできない事柄として整理しています。

1. 人口減少・少子高齢化の進展

わが国の総人口は、平成 20 年をピークに減少に転じており、令和 42 年の総人口は約 9,300 万人まで減少すると国の推計では見通されています。また、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合も高く、世界的に見ても空前の速度と規模で高齢化が進行しています。

未婚化・晩婚化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景とした少子化と健康志向や医療技術の進歩などによる高齢化の進行が、労働力の減少や経済活力の低下をもたらす一方で、年金や医療、介護などの社会保障費が増加し、社会経済構造へ深刻な影響を与えています。

このため、安心して子どもを産み育てられる環境の充実、健康寿命の延伸に向けた取組や地域で支え合う仕組みの構築など、人口減少や少子高齢化の進行をできる限り緩やかにしていくための対応が求められます。

2. 新型コロナウイルス感染症の流行

令和元年 12 月に中国武漢市で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界的な流行（パンデミック）に至り、わが国でも急激な感染拡大による医療の逼迫、外出自粛要請や緊急事態宣言に伴う経済活動の縮小、小中学校の臨時休校、イベントの開催制限など、社会全体に大きな影響を及ぼしました。発生から 2 年あまりが経過した令和 4 年 3 月時点で、ワクチンの接種や治療薬の開発が進む一方、ウイルスは変異を繰り返し、いまだ収束は見えていません。

こうした状況にあって、従来の対面を前提とした生活様式から、人同士の物理的な距離の確保やマスクの着用、手指消毒、検温の実施、飛沫防止パネルの設置など、感染予防に重きを置いた新しい生活様式の実践が日常となっています。

また、企業や事業所ではテレワークやウェブ会議の推進、教育機関ではオンライン授業の実施など、ICT に代表される技術革新を社会経済活動に導入する流れが加速し、コロナ禍を乗り越えていくための試みが定着してきています。

従来の考え方が抜本から見直された、パラダイムシフトともいえる様々な価値観の転換への対応を図るとともに、収束後を見据えた取組が求められています。

3. 安全・安心に対する意識の高まり

平成 23 年の東日本大震災をはじめとした大規模な地震や、台風、集中豪雨等による全国的な風水害の頻発、さらには令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、安全・安心に対する意識は高まっています。

また、高齢者を狙った特殊詐欺や、SNS の普及によるネット犯罪被害の低年齢化など、日常の安全を脅かす犯罪も発生しており、社会生活全般に対する安全・安心の確保が求められています。

地域の安全・安心を支えるためには、自分の身は自分で守る「自助」、住民同士のつながりによる「共助」、行政による「公助」が連携し、それぞれ補完し合うことが必要です。

4. 情報技術による生活革新～ Society5.0 ～

パソコン、スマートフォン、AI（人工知能）、GPS（位置情報システム）等の情報通信技術が飛躍的に発展し、人々の生活に浸透したことにより、コミュニケーションや情報発信・取得が容易になり利便性が向上しています。

これらを単に個人として利用するだけでなく、仕事や学校教育、社会全体での利用促進を本格化させ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく人間中心の豊かな社会（Society5.0）を実現する取組が進められています。

一方、人と人とのつながりの変化、犯罪形態の変化、子どもの生活や発達への影響、年齢や環境による情報量の格差など、新たな問題も生じており、行政としての対応必要性が増しています。

5. 環境問題の深刻化と持続可能社会への取組

地球規模で環境問題が深刻化しており、気候変動への全世界的な対策が求められています。各地域や個人でも環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取組を進めることが必要です。

国では、令和 2（2020）年 10 月に 2050 年までにカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする）による脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

さらに、環境問題を包含した地球全体の持続可能性を保つために、国際連合では、17 のゴール・169 のターゲットから構成された SDG s (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) を設定し、多くの国、企業、地方公共団体が取組を開始しています。

6. 誰もが活躍し続けられ、多様性が認められる社会へ

長寿社会の進展による人生100年時代が予測されるとともに、経済環境や就業意識の変化により働き方の多様化も進んでいます。そのような社会において、すべての人が活躍し続けられ、生きがいをもって暮らせる社会づくりが重要な課題となっています。その実現に向けて、雇用・就業ルールの変更、長時間労働の是正、子育てや介護をしながらの就労環境の整備、社会人の学び直しなどが推進されています。

また、性差別、性同一性障害等の性的マイノリティへの対応、職場や家庭でのハラスメント防止など、一人ひとりの個性と多様な価値観を認め合いながら暮らしていける社会の構築が必要です。日本人だけでなく、留学や技能実習等の資格で在留する外国人が地域社会において支障なく生活していける多文化共生のまちづくりが求められています。

7. 社会資本のあり方の見直し

高度経済成長期に整備された多くの公共建築物や道路、橋梁、公園、下水道などの社会資本（インフラを含む公共施設等）が一斉にその更新時期を迎えつつあります。

今後、厳しい財政状況が続くなか多額の費用負担に対処するため、地方公共団体には人口減少等により予想される将来需要の変化を考慮し、長期的な視点で計画的な維持管理を行うことが必要とされています。そのため、国は、地方公共団体に「公共施設等総合管理計画」に基づく個別施策計画の策定と推進を求めています。

また、予防保全の考え方を取り入れた「長寿命化計画」等に基づき公共建築物や道路橋梁等のインフラの維持管理を推進するとともに、民間事業者による新たな手法の導入など、効率的な管理運営を検討することが必要です。

8. 経済の停滞と構造改革による成長へ

わが国の経済は、指標的には景気が良い状態が長く持続していましたが、平成30年後半から景気後退となりました。それに加え、令和2年前半からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行で、リーマン・ショックを凌ぐ経済悪化を迎えるに至りました。

緊急事態宣言に伴う経済活動の縮小は、失業率や有効求人倍率の悪化、中小事業者の事業継続への支障、所得格差や教育格差の拡大など、個人や企業に多大な影響を及ぼしました。国や自治体で様々な対策が講じられ、経済の回復が期待されますが、現時点で感染の収束は見えておらず、先行きの不透明感は否めない状況にあります。経済悪化により生じた格差の是正、収入減世帯の生活確保や自立に向けた支援など、個人への対応も重要です。

また、ICTの進化や就業意識の変化に伴う新しい働き方や創業の推進、異業種間での人材マッチング等、時代に対応した産業構造改革による成長が求められます。

9. 地方行政の役割の変化

地方行政は、戦後の高度成長を背景とした基盤整備を中心としていた時代から、心の豊かさを求める時代となり、「人づくり」を含めたまちづくりへ、その役割が変化してきました。

住民ニーズが多様化・複雑化し、行政サービスへの期待はより高くなっています。また、これまで地方分権や行政改革が進められてきましたが、人口減少と地域経済縮小の克服を図るため、結婚や出産の希望の実現、地域での雇用拡大等、地方創生に向けた取組が求められています。

これらの課題解決に向けては、地域住民との協働や、住民の行政への参画、民間企業や研究機関等と連携し、技術やノウハウを取り入れる官民連携による取組など、パートナーシップを活用したまちづくりが必要となっています。

10. 新市建設計画の継承と発展

平成17年10月の3市町合併後のまちづくりでは、新市建設計画に基づき、新市の速やかな一体性の確立と均衡ある発展を図るため、施策別戦略的・重点的プロジェクト事業をはじめとする新市の基盤整備を重点的に進めてきました。

今後のまちづくりでは、新市建設計画の理念を引き継ぐとともに、地域の一層の発展に向けて、これまで地域住民と行政が築いてきた新市の礎を最大限に活用したまちづくりを進めていく必要があります。

第4章 市の現状

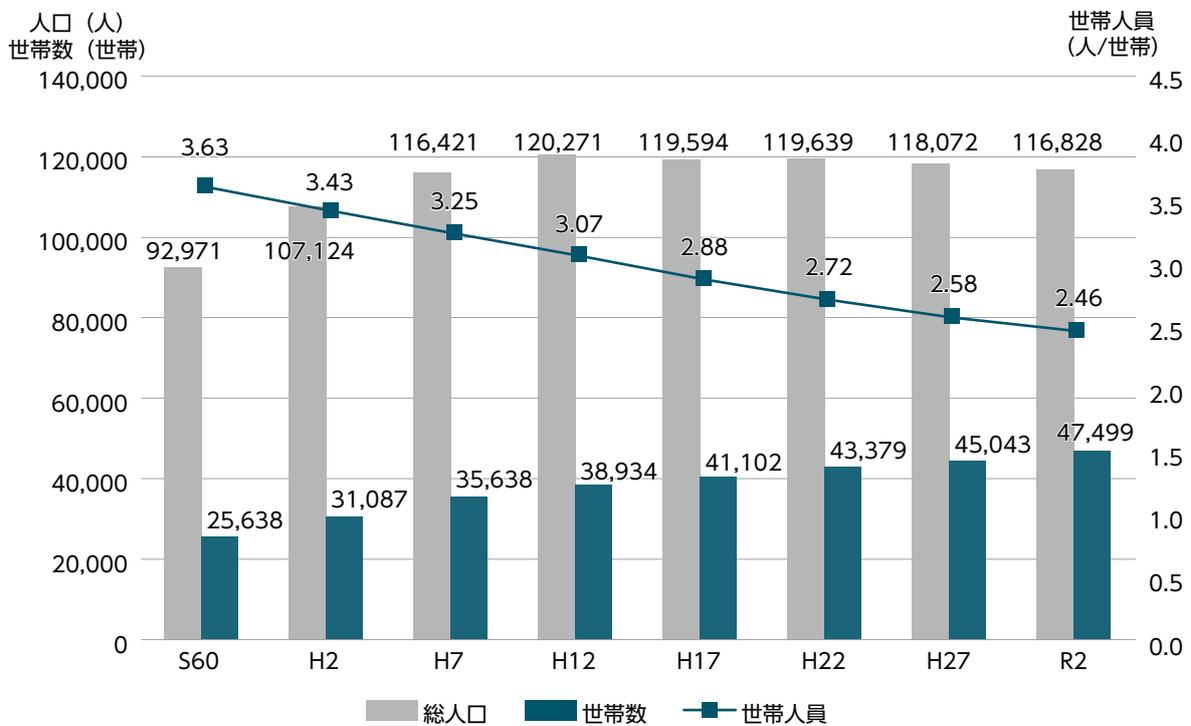
1. 人口・世帯

(1) 人口・世帯の推移

鴻巣市の人口は、令和2年10月の国勢調査時点で、116,828人となっています。推移をみると、平成12年までは増加が続き、その後、平成22年までの10年間は12万人前後で推移してきましたが、近年は減少傾向に転じており、直近10年間（平成22年と令和2年を比較）では、約3,000人減少しています。

世帯数では、核家族化、少子化などが進み、1世帯あたり人数は、平成12年の3.07人から令和2年には2.46人と減少しています。

■人口と世帯数

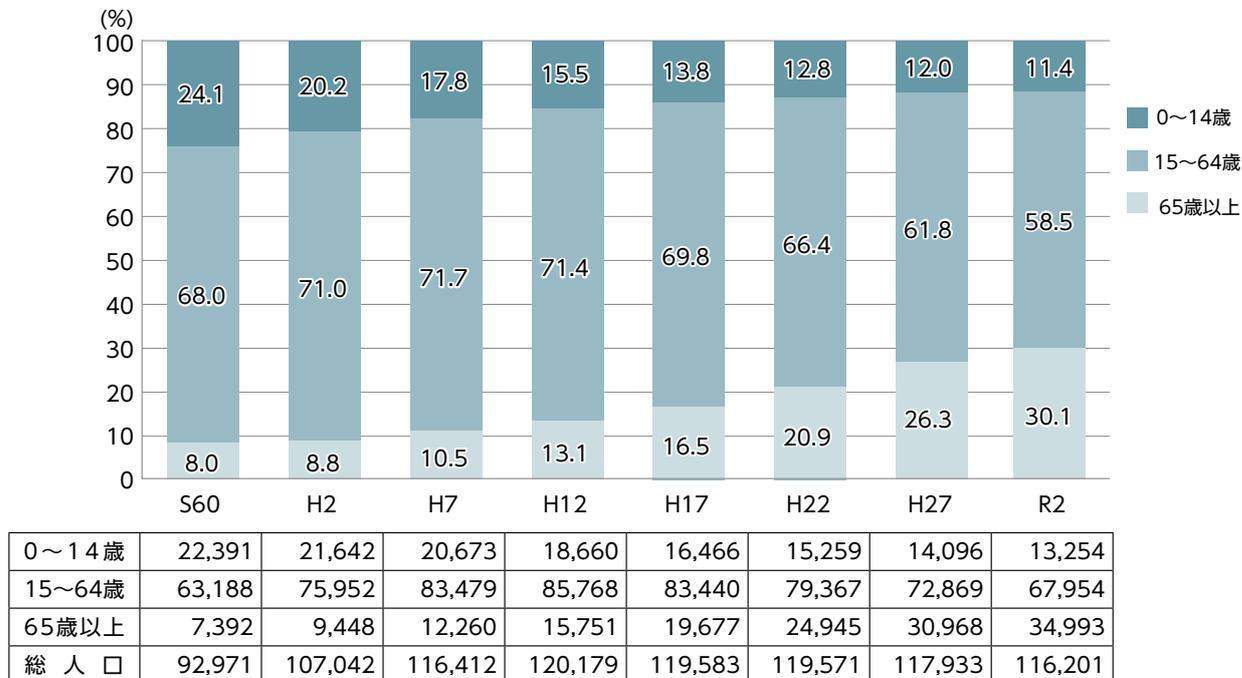


出典：国勢調査

(2) 年齢構成の変化

鴻巣市の年齢3区分の人口構成比の推移では、65歳以上の高齢化率が平成22年に20%を超え、令和2年時点では30.1%まで増加しており、鴻巣市においても、超高齢化社会（高齢化率21%超）に入りました。

■ 年齢階層別人口構成比



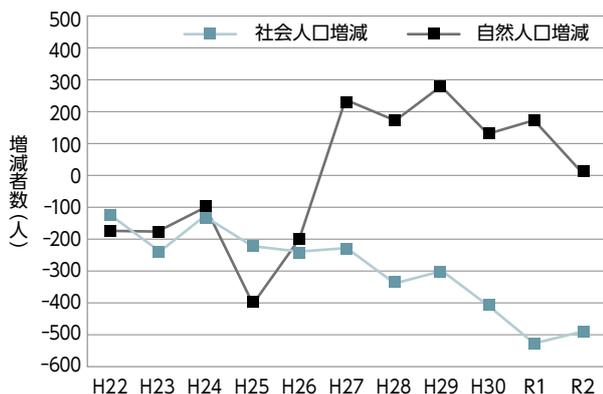
出典：国勢調査(年齢不詳は除く)

(3) 人口の社会増減・自然増減

近年の社会増減(転入数-転出数)は、市街地再開発事業や土地区画整理事業を中心とした都市基盤整備の進捗と合わせ、周辺の民間開発も促進されており、平成27年以降は、転入超過傾向が続いています。

自然増減(出生数-死亡数)は、平成20年以降減少に転じており、減少幅は年々大きくなる傾向にあります。この理由は、出生数について600～800人台を毎年維持していますが、高齢化の進展により死亡者数が毎年1,000人を超えていることによるものです。

■ 社会増減・自然増減の推移



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
社会人口	転入	4,648	4,114	4,222	4,002	4,039	4,571	4,323	4,462	4,507	4,451	4,124
	転出	4,821	4,289	4,319	4,398	4,239	4,337	4,152	4,185	4,376	4,278	4,112
	増減	-173	-175	-97	-396	-200	234	171	277	131	173	12
自然人口	出生	854	826	857	804	775	785	734	811	703	647	667
	死亡	978	1,060	986	1,023	1,013	1,011	1,070	1,109	1,109	1,171	1,156
	増減	-124	-234	-129	-219	-238	-226	-336	-298	-406	-524	-489
人口増減	-297	-409	-226	-615	-438	8	-165	-21	-275	-351	-477	

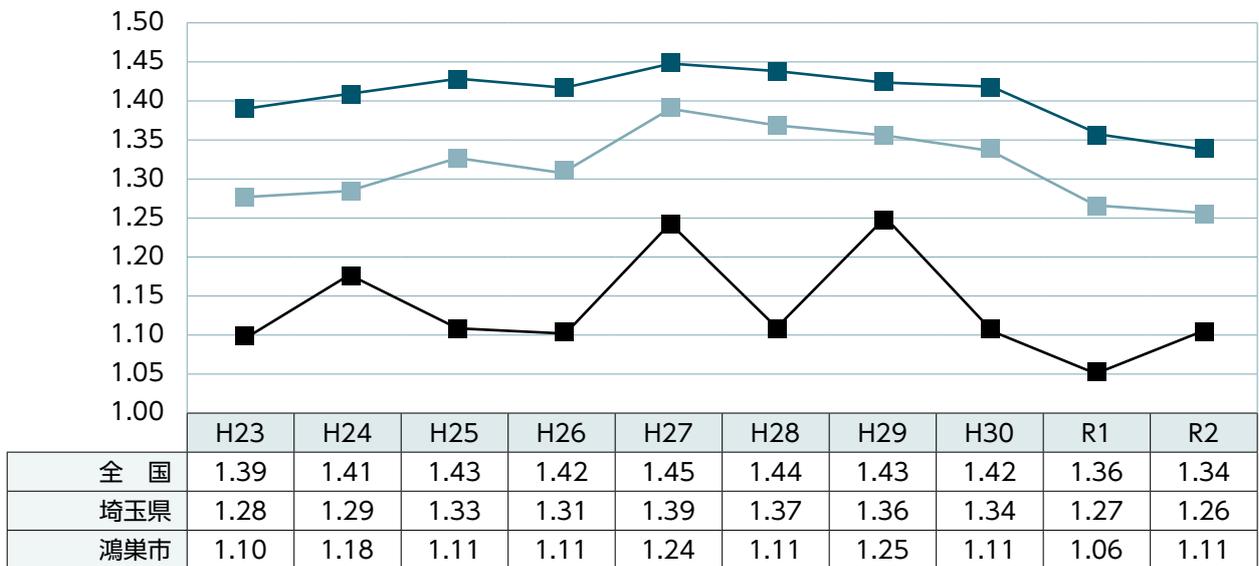
出典：埼玉県推計人口(月報データ)、埼玉県の人口動態概況

(4) 合計特殊出生率の動向

鴻巣市の合計特殊出生率（15～49歳までの女性が一生の間に産む子ども数）は、全国、埼玉県より低い状況が続いており、その差は年々大きくなる傾向が見られ、令和2年時点で1.11人となっています。

合計特殊出生率が低い要因については、「15～29歳女性の転出数が多いこと」「出産後に市へ転入（住宅購入など）する家族（女性含む）が多いこと」「30～34歳女性の未婚率の上昇」などの影響が考えられます。

■ 合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省 人口動態統計(令和2年度推計値)

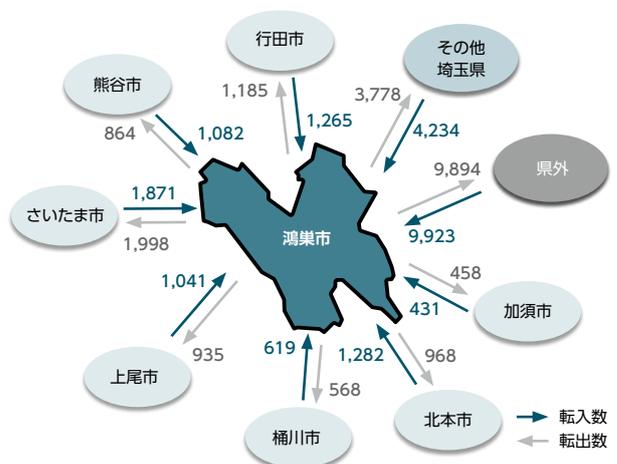
(5) 県内・県外での転出入先傾向（5年累計）

近年の鴻巣市における、転入・転出者の県内・県外移動割合は、ほぼ半分の割合です。

県内移動の内訳では、移動上位のさいたま市・熊谷市・行田市・加須市・上尾市・桶川市・北本市の7市間で、転入・転出とも6割以上を占めています。

■ 転出入先動向（平成27年～令和元年の5年累計）

	転入		転出		転入-転出
	人数	構成比	人数	構成比	
県内	11,825	53.0%	10,754	50.4%	1,071
県外	9,923	44.5%	9,894	46.4%	29
その他	566	2.5%	680	3.2%	▲114
全体	22,314	100.0%	21,328	100.0%	986



出典：住民基本台帳(埼玉県統計年鑑)

- 序
- 論
- 基本構想
- 基本計画
- 政策 1
- 政策 2
- 政策 3
- 政策 4
- 政策 5
- 政策 6
- 国土強靱化地域計画
- 資料編

2. 財政動向

(1) 歳入歳出推移と見通し

【歳入】

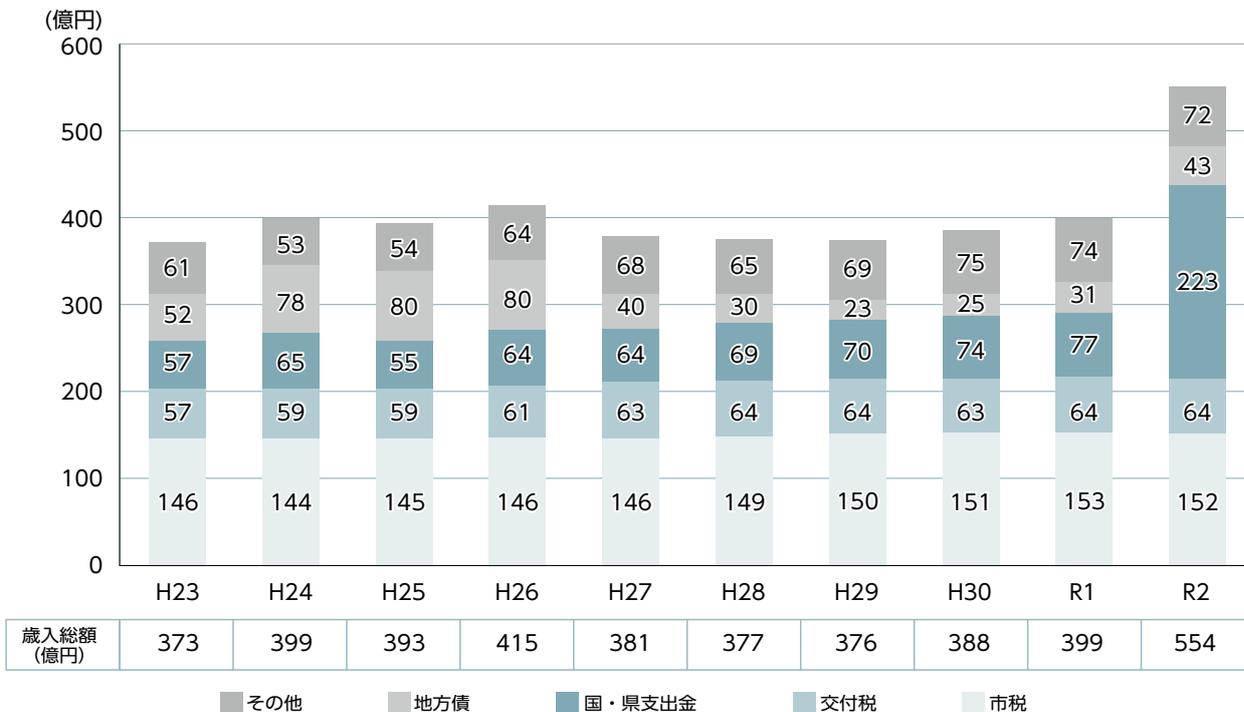
鴻巣市の普通会計決算について平成 22 年から令和元年度までの 10 年間の歳入は、373 億円から 415 億円で推移しています。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため国県支出金が 223 億円となり、歳入総額は 554 億円と大幅に増加しました。

市税は、令和元年度まで微増傾向となっています。市の借入金である地方債は、平成 27 年以降は抑制し財政健全化に努めています。

令和 2 年度で地方交付税の合併特例の算定（加算）もなくなっているため、今後も財政健全化への取組が重要となります。

■ 歳入総額（内訳別）の推移



※ 凡 例 解 説	
市 税	市民税や固定資産税など、市が賦課、徴収する地方税
交付税	地方公共団体が等しく事務を遂行できるように、国から一定の基準により交付される税
国・県支出金	国・県が地方公共団体に支出・交付する負担金や補助金など
地方債	地方公共団体が、必要な資金を調達するために発行する債券
その他	使用料や繰越金などの、その他財源

出典：普通会計決算

【歳出】

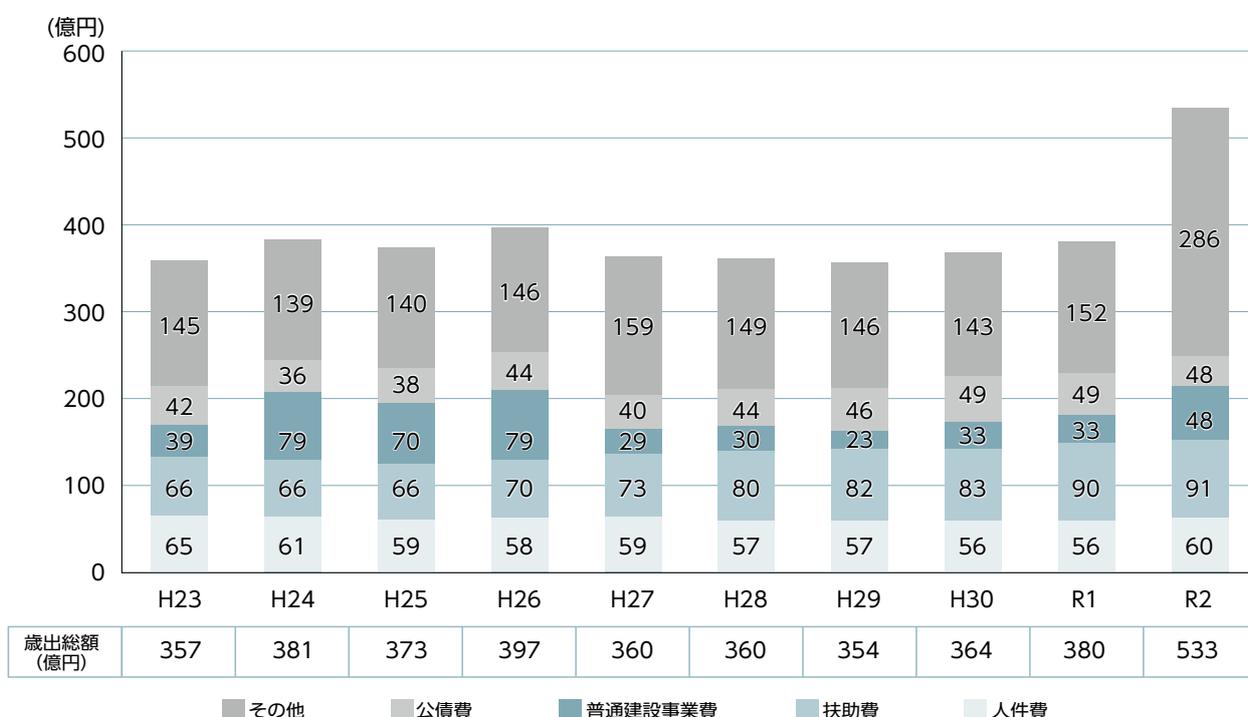
鴻巣市の普通会計決算について平成 22 年から令和元年度までの 10 年間の歳出は、352 億円から 397 億円で推移しています。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業の実施により、歳出が 533 億円と大幅に増加しました。

令和元年度までの歳出増加要因としては、扶助費が 10 年前より 30 億円近く増加、公債費が 10 年前より 15 億円増加しています。

令和元年度までの歳出削減要因としては、人件費が 10 年前より 8 億円減少、普通建設事業費も 10 年前より 13 億円減少しています。

■ 歳出総額 (内訳別) の推移



※ 凡 例 解 説	
人件費	職員などの給与や議員報酬などの経費
扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費
普通建設事業費	道路、下水道、学校、保育所など公共施設の改良、新設のための事業経費
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還などに要する経費
その他	物件費や補助費など、その他行政サービス提供に必要な経費

出典：普通会計決算

(2) 財政分析比較

鴻巣市の財政状況は以下のとおりです。

現時点では、健全な状況が保たれていますが、今後も行政評価などを活用した事業の選択と集中、見直しを進め、効果的な財政計画が必要となります。

■ 市町村財政比較分析表 (令和 2 年度普通会計決算)

令和2年度	単位	鴻巣市	埼玉県平均	県内順位 (63自治体中)
財政力指数		0.71	0.79	46
経常収支比率	%	93.6	93.7	44
将来負担比率	%	8.9	16.0	22
実質公債費比率	%	4.3	5.0	21

資料：埼玉県 市町村税財政資料集

【参考】財政健全化 4 指標の推移

(単位：%)

調査年度	実質公債費比率	将来負担比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率
平成28年度	3.7	20.4	—	—
平成29年度	4.1	15.9	—	—
平成30年度	4.5	11.8	—	—
令和元年度	4.4	9.0	—	—
令和2年度	4.3	8.9	—	—
早期健全化基準	25.0	350.0	12.10	17.10
財政再生基準	35.0		20.00	30.00

用語解説

財政力指数 (財政力)

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

経常収支比率 (財政構造の弾力性)

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）に、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

将来負担比率 (将来負担の状況)

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

実質公債費比率 (収入に占める借金返済割合)

自治体の収入に対する負債返済の割合を示します。通常、3年間の平均値を使用します。18%以上では、新たな借入をするために国や都道府県の許可が必要となり、25%以上では借入を制限されます。

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率

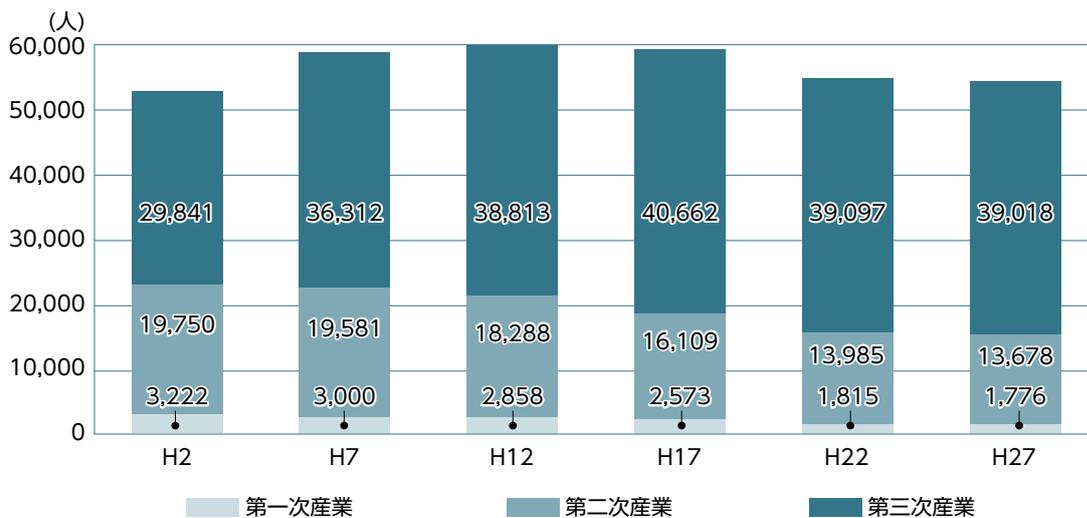
公営企業会計を除く、一般会計及び特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

3. 産業動向

(1) 産業別就業人口の推移

平成 27 年の就業人口は、54,472 人で、高齢者人口の増加に伴い、平成 12 年以降、減少傾向を示しています。産業別従事割合では、全国・県内同様、第 3 次産業へ従事する割合が多くなっています。平成 17 年と平成 27 年の 10 年間で、第 1 次産業では▲ 31.0%、第 2 次産業で▲ 15.1%、第 3 次産業▲ 4.0%となっています。

■ 産業別就業人口

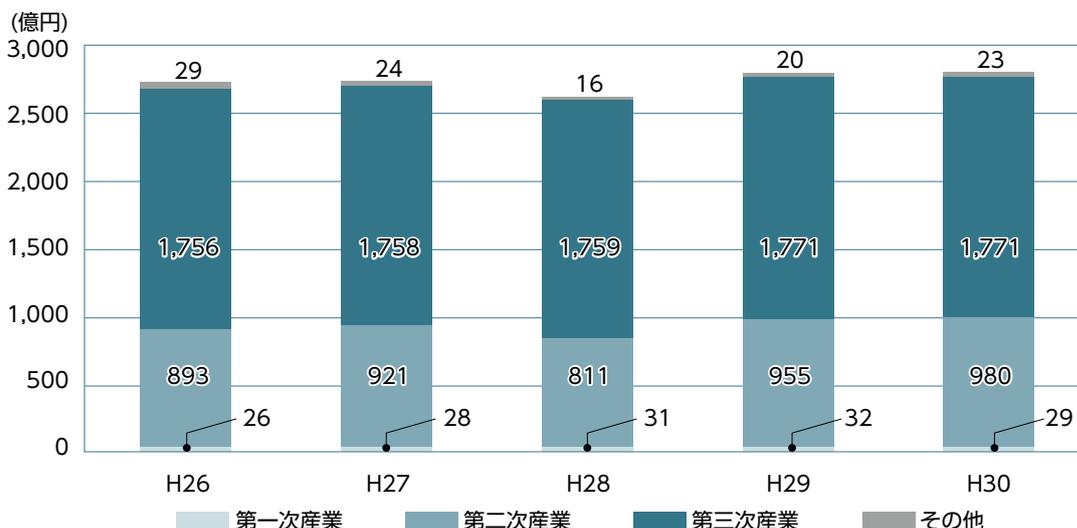


出典：国勢調査

(2) 産業別総生産額の推移

平成 30 年の市内総生産額は、2,803 億円となっています。市内の産業別総生産額では、第 1 次産業・第 3 次産業はほぼ横ばいで、第 2 次産業が増加傾向にあります。

■ 市内産業別 総生産額

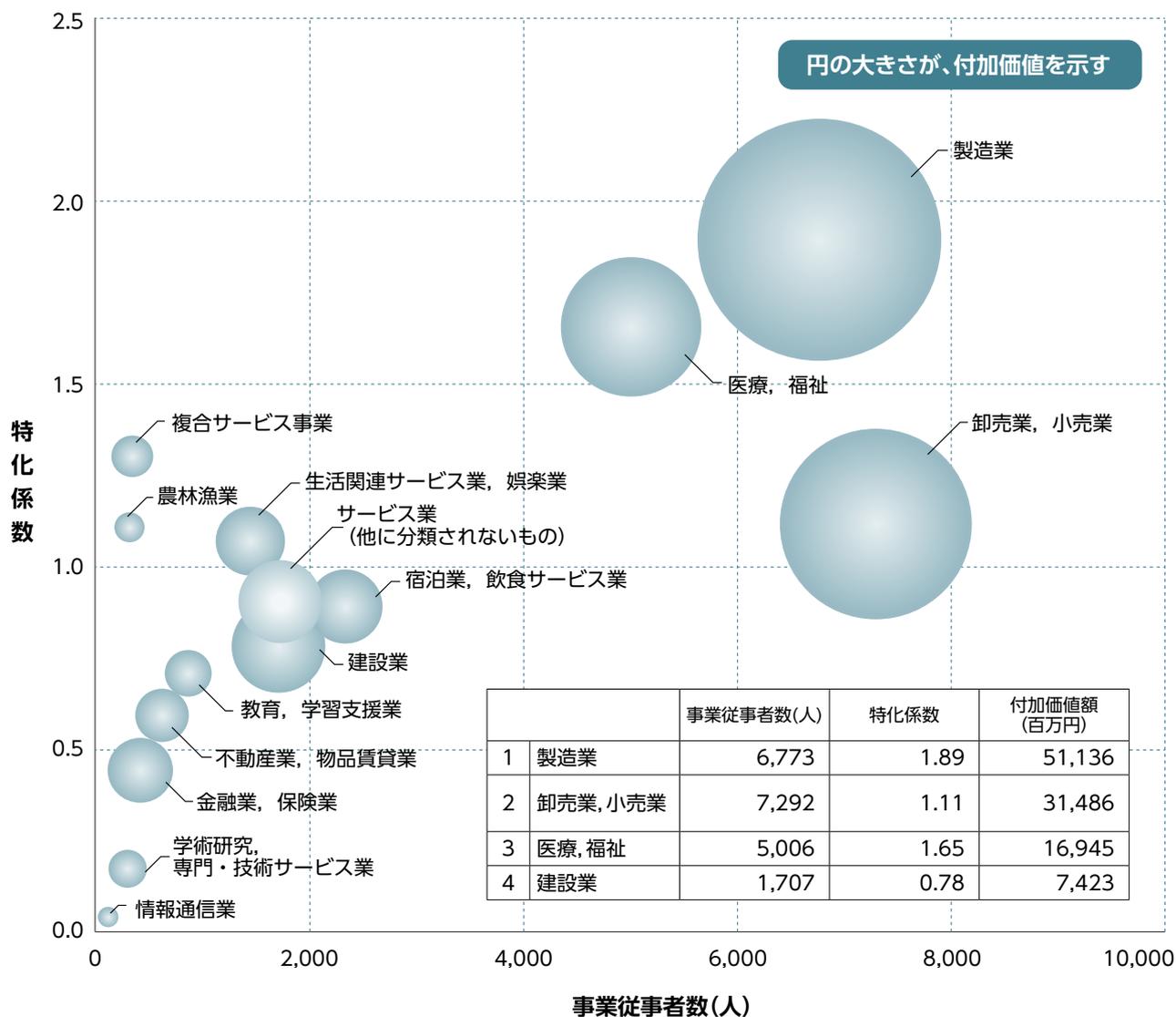


出典：埼玉縣市町村民経済計算

(3) 経済構造の特徴

■ 事業従事者数 (雇用)、付加価値額、産業別国内集積度 (特化係数) から見た鴻巣市の経済構造

雇用と付加価値額 (税収に影響) では、製造業の貢献が大きく、雇いで約 7,000 人、付加価値額で約 511 億円となっています。次いで、卸・小売業、医療・福祉業、建設業と続きます。



特化係数

産業分類ごとに、全国と市とを比較した指標のこと。1.0 を基準に、数値が大きい場合には、他業種よりも優位性があると言えます。

付加価値額

事業活動によってどれだけ新しい価値が生み出されたかを表した数値

※ 鉱業、採石業、砂利採取業は、該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できない「-」の為、表示なし。
電気・ガス・熱供給・水道業及び運輸業、郵便業については、付加価値額が「X」の為、表示なし。

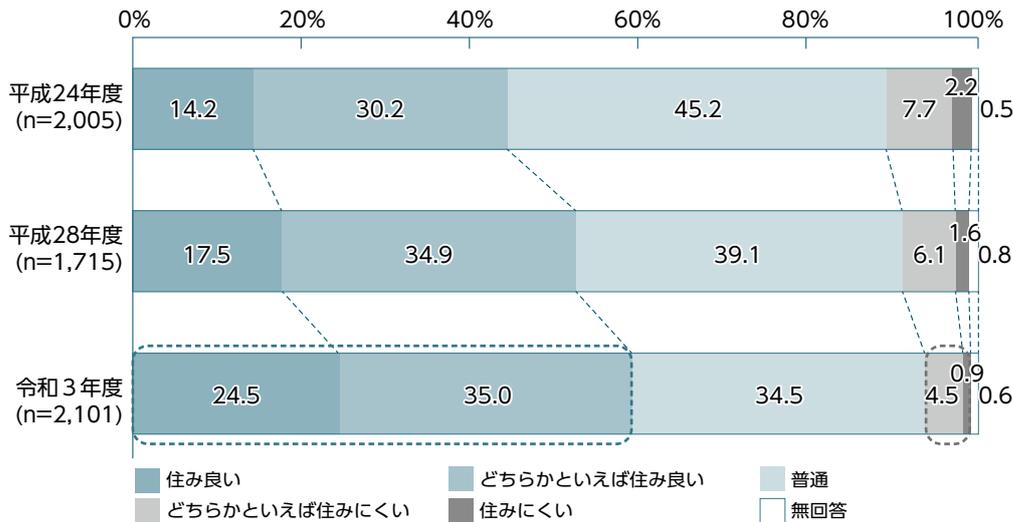
出典：平成 28 年経済センサス— 活動調査 確報集計 (事業所に関する集計)

4. 市民意識

(1) 住み良さの変化

鴻巣市の住み良さについて、「住み良い」と「どちらかといえば住み良い」をあわせた市民意識は59.5%となり、平成24年の調査より約15ポイント向上しています。

■現在の鴻巣市は、住み良いまちだと思いますか



出典：まちづくり市民アンケート

※小数点端数表示の関係で、足し上げても合計が合わない場合があります。

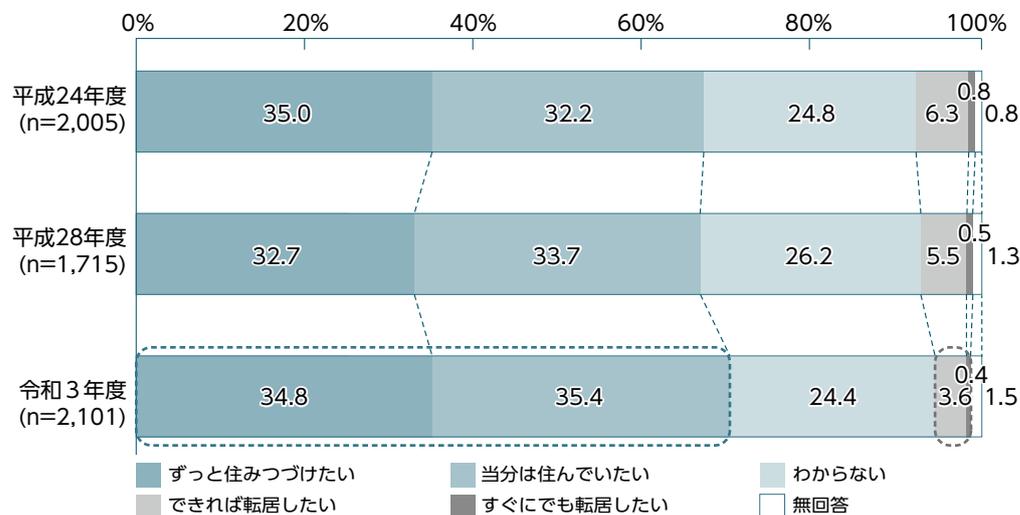
(2) 定住意識の変化

鴻巣市に「ずっと住みつづけたい」「当分は住んでいたい」という定住意識は70.2%で、平成24年度より3ポイント向上しています。

年齢別では、20歳未満がやや低い回答となっています。

一方、「転居したい」と感じている人の割合は減少傾向にあります。

■あなたは、鴻巣にこれからも住み続けたいと思いますか



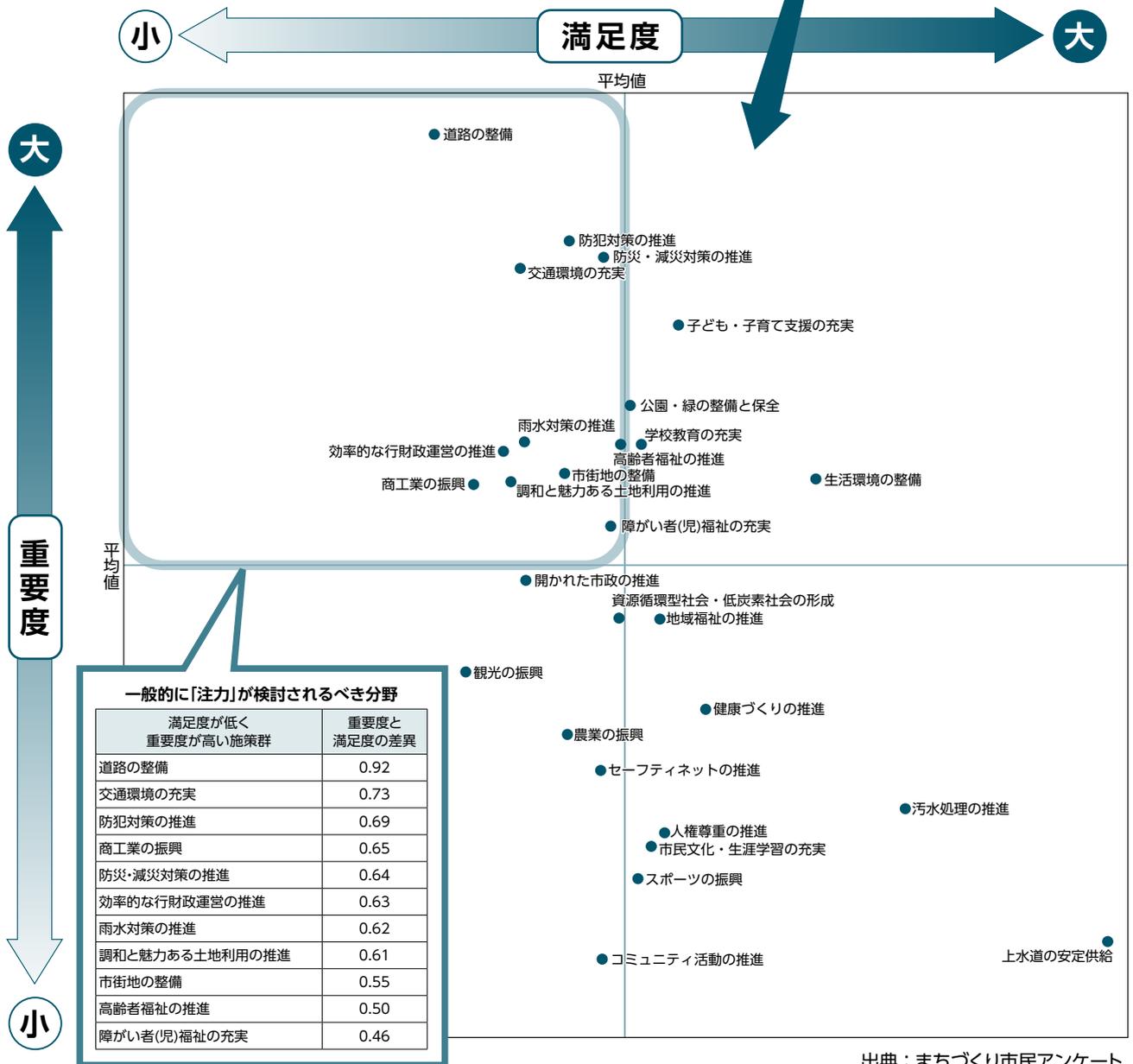
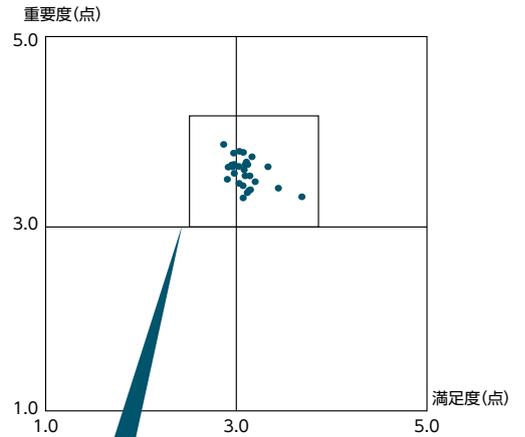
出典：まちづくり市民アンケート

※小数点端数表示の関係で、足し上げても合計が合わない場合があります。

(3) 各施策の満足度及び重要度

第6次鴻巣市総合振興計画の28施策について、市民が意識する満足度・重要度(令和3年回答)を5点満点で整理すると、28施策の満足度平均点は3.10点、重要度平均点は3.52点となっています。

(※一般的に「注力」が検討されるべき施策(重要度と満足度に差異が多い施策)は、下図吹き出しのとおり。)



出典：まちづくり市民アンケート

(4) 満足度・重要度の変遷

毎年実施しているまちづくり市民アンケートにおける、市民の皆さんが感じる第6次鴻巣市総合振興計画における各施策の満足度・重要度の意識の動向は以下のとおりです。

相対的に全施策に対する満足度は向上している一方、満足度・重要度とも、上位下位の施策が固定化しています。

満足度の上位下位の変遷

上位(高い)5項目【平成24年度】			上位(高い)5項目【平成28年度】			上位(高い)5項目【令和3年度】		
1位	上下道の整備	3.36点	1位	上下道の整備	3.50点	1位	上下道の安定供給	3.67点
2位	下水道等の整備	3.21点	2位	下水道等の整備	3.35点	2位	汚水処理の推進	3.43点
3位	生活環境の整備	3.02点	3位	生活環境の整備	3.18点	3位	生活環境の整備	3.32点
4位	人権尊重の推進	3.01点	4位	健康づくりの推進	3.13点	4位	健康づくりの推進	3.19点
5位	健康づくりの推進	3.01点	5位	資源循環型社会の形成と地球環境の保全	3.12点	5位	子ども・子育て支援の充実	3.16点
施策満足度平均点 2.89点			施策満足度平均点 3.00点			施策満足度平均点 3.10点		

下位(低い)5項目【平成24年度】			下位(低い)5項目【平成28年度】			下位(低い)5項目【令和3年度】		
29位	工業の振興	2.74点	29位	市街地の整備	2.87点	24位	調和と魅力ある土地利用の推進	2.96点
30位	市街地の整備	2.72点	30位	工業の振興	2.86点	25位	効率的な行政運営の推進	2.96点
31位	観光の振興	2.67点	31位	観光の振興	2.81点	26位	商工業の振興	2.92点
32位	道路の整備	2.65点	32位	道路の整備	2.78点	27位	観光の振興	2.91点
33位	商業の振興	2.58点	33位	商業の振興	2.70点	28位	道路の整備	2.87点

重要度の上位下位の変遷

上位(高い)5項目【平成24年度】			上位(高い)5項目【平成28年度】			上位(高い)5項目【令和3年度】		
1位	災害対策の推進	3.83点	1位	災害対策の推進	3.81点	1位	道路の整備	3.79点
2位	道路の整備	3.82点	2位	道路の整備	3.79点	2位	防犯対策の推進	3.72点
3位	防犯対策の推進	3.80点	3位	防犯対策の推進	3.77点	3位	防災・減災対策の推進	3.71点
4位	交通環境の充実	3.77点	4位	交通環境の充実	3.72点	4位	交通環境の充実	3.70点
5位	商業の振興	3.76点	5位	商業の振興	3.70点	5位	子ども・子育て支援の充実	3.67点
施策重要度平均点 3.54点			施策重要度平均点 3.52点			施策重要度平均点 3.52点		

下位(低い)5項目【平成24年度】			下位(低い)5項目【平成28年度】			下位(低い)5項目【令和3年度】		
29位	市民との情報共有による市民参加の推進	3.29点	29位	コミュニティ活動の推進	3.29点	24位	人権尊重の推進	3.36点
30位	コミュニティ活動の推進	3.29点	30位	市民との情報共有による市民参加の推進	3.28点	25位	市民文化・生涯学習の充実	3.35点
31位	上下道の整備	3.26点	31位	人権尊重の推進	3.28点	26位	スポーツの振興	3.33点
32位	人権尊重の推進	3.26点	32位	市民文化の創造と交流の促進	3.25点	27位	上下道の安定供給	3.29点
33位	市民文化の創造と交流の促進	3.22点	33位	上下道の整備	3.25点	28位	コミュニティ活動の推進	3.28点

出典：まちづくり市民アンケート

5. 統計でみる鴻巣市の強み・弱み

鴻巣市の近隣市と、10分野71指標での統計データにて比較し、強み・弱みを下記のとおり整理しました。

～比較都市：さいたま市、熊谷市、行田市、加須市、上尾市、桶川市、北本市～

本市の状況	強い (偏差値:60.0以上)	やや強い (偏差値:52.5～59.9)	平均的 (偏差値:47.5～52.5)	やや弱い (偏差値:47.5～40.1)	弱い (偏差値:40.0以下)
人口・世帯		・高齢単身世帯の割合	・年少人口の割合 (15歳未満) ・老年人口の割合 (65歳以上) ・自然増減率 ・平均年齢	・社会増減率 ・合計特殊出生率 ・人口千人当たり婚姻率	
都市形成		・持家世帯比率	・人口集中地区人口比率 ・人口集中地区人口密度	・人口密度 ・人口1人当たり都市公園面積 ・新設住宅着工床面積 ・空き家率 ・住宅地平均地価(m) ・商業地平均地価(m) ・可住地に占める市街化区域面積割合 ・可住地に占める人口集中地区面積割合	
経済基盤		・農家当たり経営耕地面積 ・人口千人当たり農業産出額	・耕作放棄地面積の増減率 ・民営事業所数の増減率 ・雇用者1人当たり雇用者報酬 ・黒字企業比率 ・創業比率	・従業者数の増減率 ・人口千人当たり製造品出荷額等 ・人口千人当たり卸売業、小売業年間商品販売額 ・人口1人当たり市町村民所得	
にぎわい・交流			・地元購買率 (A群]日用品・雑貨)	・通勤・通学先(自市) ・通勤・通学先(当地に通勤) ・地元購買率(家族で買い物を楽しむ場合)	・昼夜間人口比率
生活基盤		・1人1日当たりのごみ排出量 ・人口千人あたり温室効果ガス排出量 ・汚水処理人口普及率 ・ごみのリサイクル率		・下水道使用料(1カ月)	・市町村道舗装率
安全	・人口千人当たり交通事故(人身事故)発生率	・人口千人当たり犯罪率 ・人口1万人当たり出火率		・人口1万人当たり自主防犯活動団体数	・自主防災組織組織率
健康・医療	・要介護(要支援)認定率	・人口10万人当たり病床数(一般診療所)	・健康寿命(男) ・人口10万人当たり病床数(病院)	・健康寿命(女) ・1人当たり医療費(国民健康保険事業) ・人口10万人当たり就業看護師数	・人口10万人当たり医師数
福祉・社会保障	・保護率(生活保護) ・介護保険料	・保育所等の状況(待機児童数)		・女性の就業率(30歳～39歳) ・高齢者の就業率(65歳以上)	・若年者の就業率(20歳～34歳) ・完全失業率
教育		・人口1人当たりの年間図書貸出冊数 ・教育用コンピュータ設置台数(1台当たりの生徒数) ・人口1万人当たりNPO法人数			
行政基盤	・市町村税納税率	・経常収支比率 ・将来負担比率	・実質公債費比率 ・ラスパイレス指数 ・納税義務者1人当たり所得	・審議会等における女性の委員の割合	

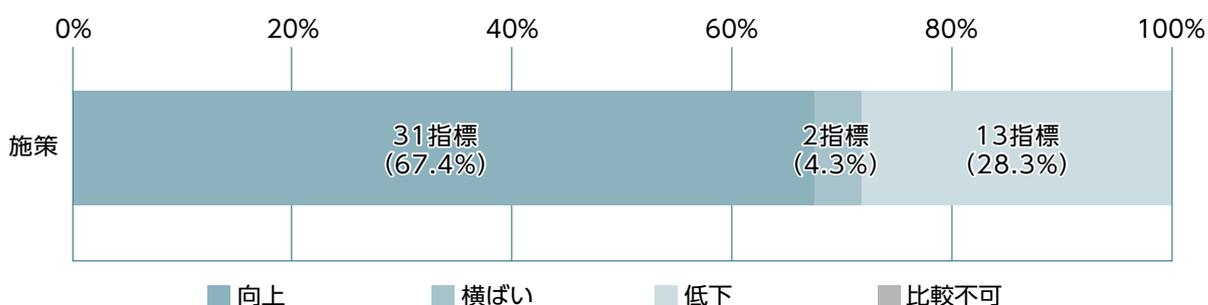
6. まちづくりの分野別進行状況

(1) まちづくりの進展度(対基準値)～令和2年度実績時点～

第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画で設定した施策・基本事業の270の成果指標の前期計画開始前の値である基準値との比較における進捗状況は、以下のとおりとなっています。

① 施策の成果指標動向(28施策46指標)

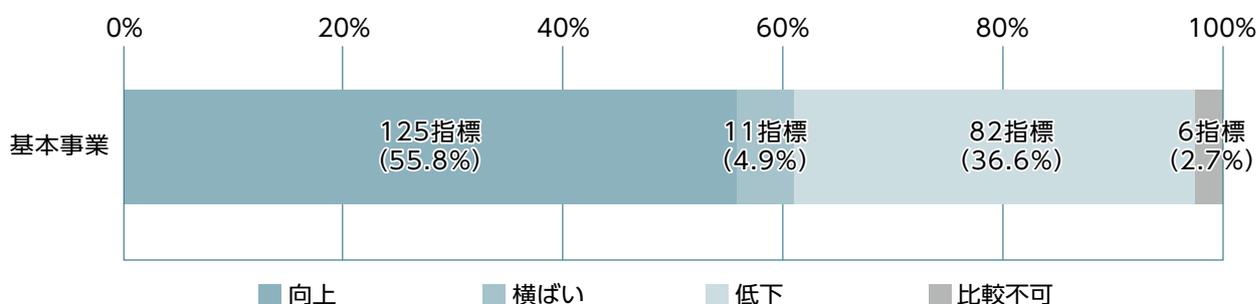
28施策の成果として設定されている46の成果指標について、成果が向上したと評価した指標は31指標(67.4%)、横ばいの指標は2指標(4.3%)、基準値より低下の指標は13指標(28.3%)、比較不可の指標は0指標(0%)となっています。



出典：まちづくり報告書

② 基本事業の成果指標動向(101基本事業224指標)

101基本事業の成果として設定されている224の成果指標について、成果が向上したと評価した指標は125指標(55.8%)、横ばいの指標は11指標(4.9%)、基準値より低下の指標は82指標(36.6%)、比較不可の指標は6指標(2.7%)となっています。



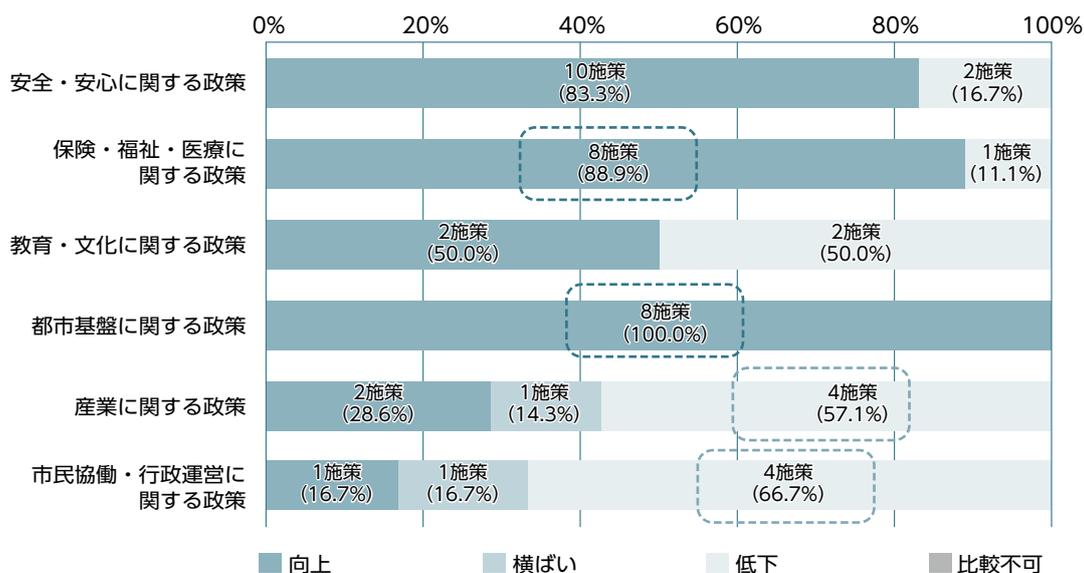
出典：まちづくり報告書

③ 政策別のまちづくり動向 (270 指標) ～令和2年度実績時点～

＜施策階層＞ 対基準値

- ・ 成果が向上したと評価した割合が多い政策・・・「都市基盤に関する政策」
「保健・福祉・医療に関する政策」
- ・ 成果が低下したと評価した割合が多い政策・・・「市民協働・行政運営に関する政策」
「産業に関する政策」

■ ＜政策別＞ 施策の成果指標動向 (46 指標)

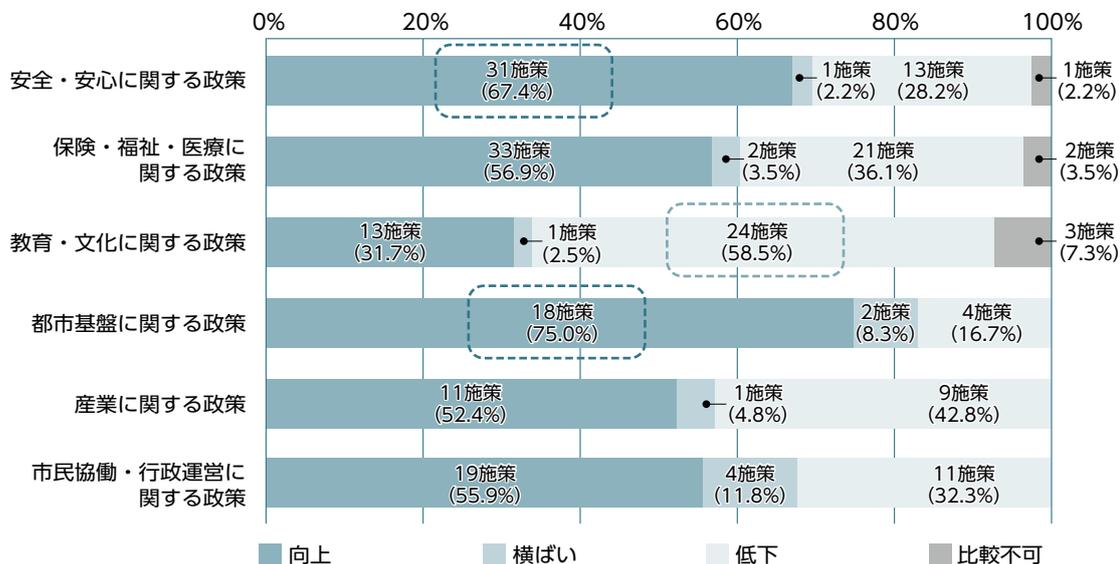


出典：まちづくり報告書

＜基本事業階層＞ 対基準値

- ・ 成果が向上したと評価した割合が多い政策・・・「都市基盤に関する政策」
「安全・安心に関する政策」
- ・ 成果が低下したと評価した割合が多い政策・・・「教育・文化に関する政策」

■ ＜政策別＞ 基本事業の成果指標動向 (224 指標)



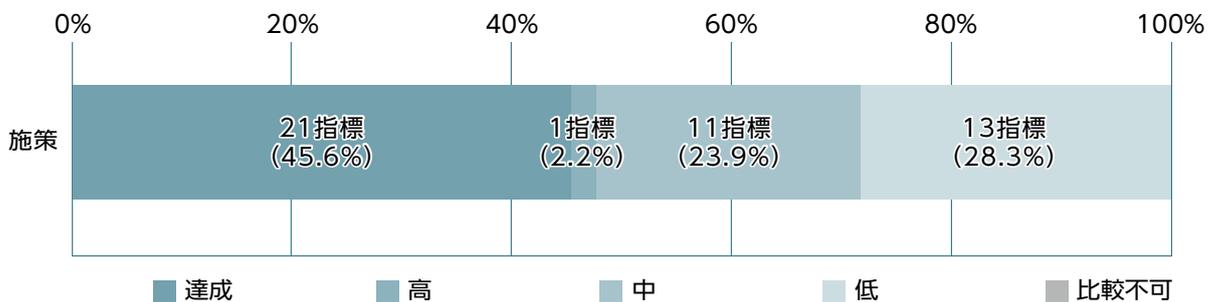
出典：まちづくり報告書

(2) 後期基本計画の目標達成状況(目標達成度)～令和2年度実績時点～

第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画で設定した施策・基本事業の270の成果指標の目標値(令和3年度)との比較における進捗状況は、以下のとおりとなっています。

① 施策の成果指標動向(28施策46指標)

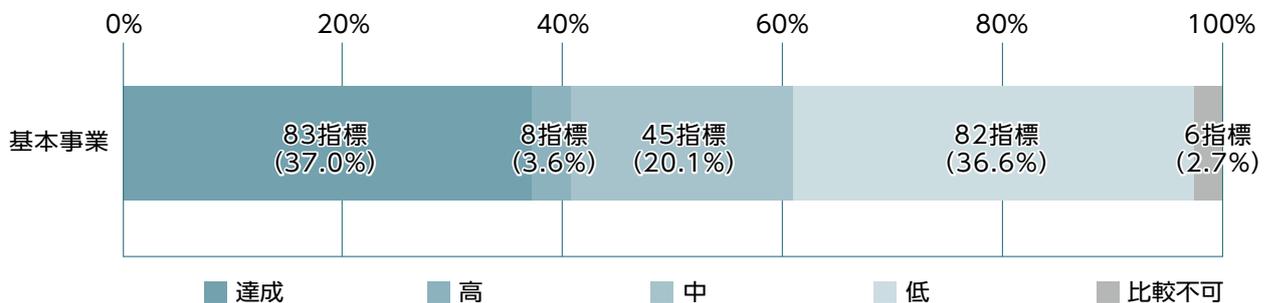
28施策の成果として設定されている46の成果指標について、目標を達成したと評価した指標は21指標(45.6%)、達成度(高)の指標は1指標(2.2%)、達成度(中)の指標は11指標(23.9%)、達成度(低)の指標は13指標(28.3%)、比較不可の指標は0指標(0%)となっています。



出典：総合政策課

② 基本事業の成果指標動向(101基本事業224指標)

101基本事業の成果として設定されている224の成果指標について、目標を達成したと評価した指標は83指標(37.0%)、達成度(高)の指標は8指標(3.6%)、達成度(中)の指標は45指標(20.1%)、達成度(低)の指標は82指標(36.6%)、比較不可の指標は6指標(2.7%)となっています。



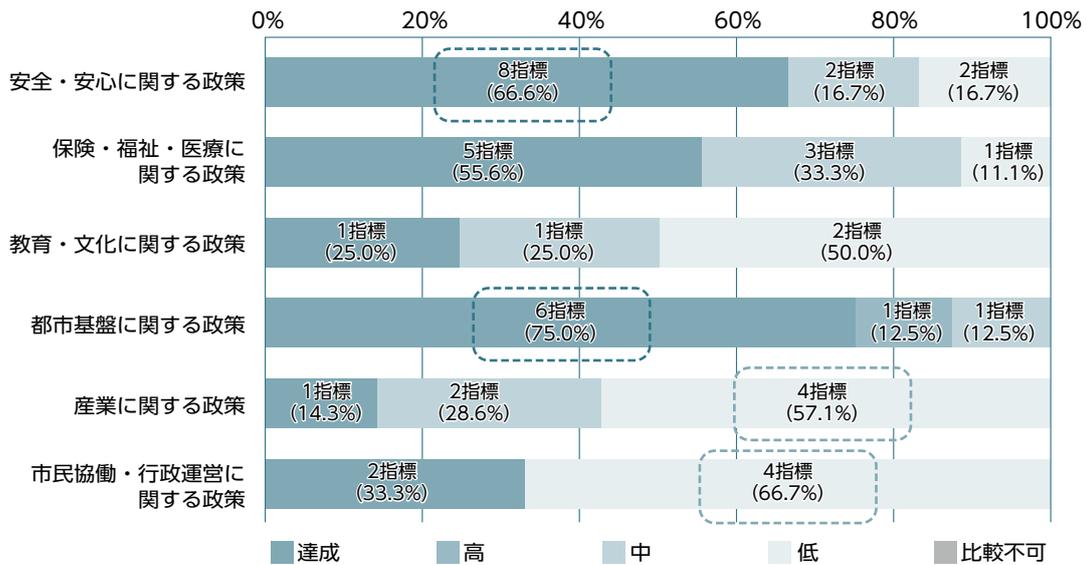
出典：総合政策課

③ 政策別のまちづくり動向 (270 指標)

＜施策階層＞ 目標達成度

- ・ 目標を達成したと評価した割合が多い政策・・・「都市基盤に関する政策」
「安全・安心に関する政策」
- ・ 目標達成度が低いと評価した割合が多い政策・・・「市民協働・行政運営に関する政策」
「産業に関する政策」

■ ＜政策別＞ 施策の成果指標動向 (46 指標)

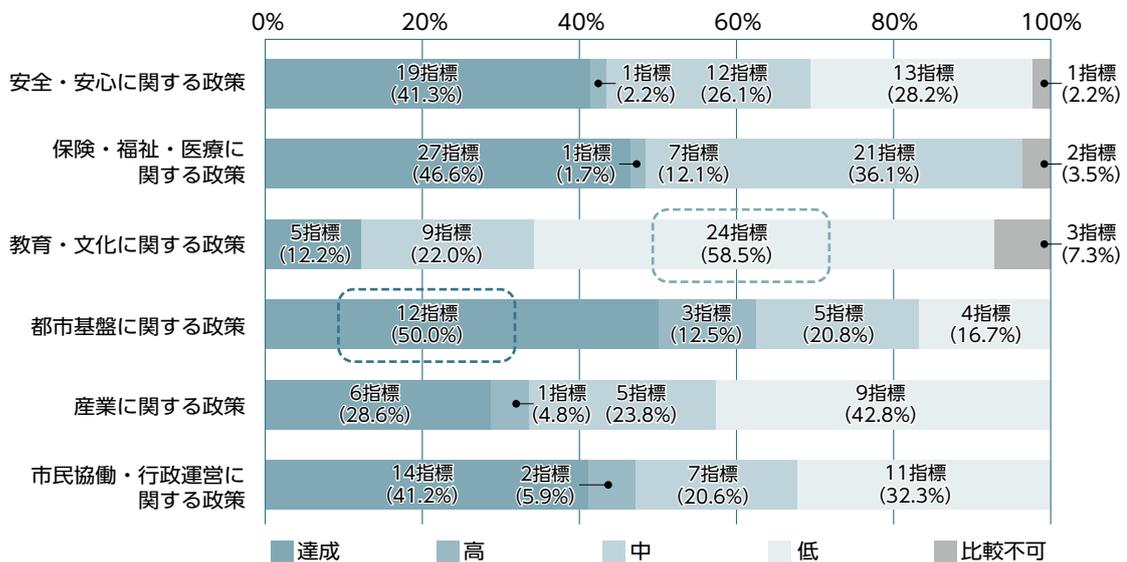


出典：総合政策課

＜基本事業階層＞ 対基準値

- ・ 目標を達成したと評価した割合が多い政策・・・「都市基盤に関する政策」
- ・ 目標達成度が低いと評価した割合が多い政策・・・「教育・文化に関する政策」

■ ＜政策別＞ 基本事業の成果指標動向 (224 指標)



出典：総合政策課